ＪＣＮ緊急地震速報サービス利用規約

第１条　総則

株式会社ジェイコム東葛葛飾（以下「当社」という）は、当社が別に定める「ＪＣＮスマートテレビ加入契約約款又はＪＣＮテレビ加入契約約款」（以下「約款」という）並びに「ＪＣＮ地震速報サービス利用規約」（以下「本規約」という）に基づき、約款で定めるサービスとしてＪＣＮ緊急地震速報サービス（以下「本サービス」という）を提供します。

第２条　規約の適用

本規約は、当社が提供する本サービスに関し適用されるものとし、本サービスの利用を内容とする加入契約を締結した契約者（以下「契約者」という）は、本規約を遵守するものとします。

２ 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

３ 当社は、別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第３条　加入契約の単位

当社は、当社より貸与する緊急地震速報端末１台ごとに１の加入契約を締結します。この場合、契約者は１の加入契約につき１人に限ります。

第４条　本サービスの内容

本規約に基づき当社が契約者に対し提供する本サービスは、気象庁から発表される地震の初期微動（Ｐ波）検知による主要動（Ｓ波）の予想震度・到達時間の情報を配信センターにて演算し、当社放送網を通じて主要動の予測震度と到達時間（以下「緊急地震速報」という）を当社より貸与する緊急地震速報端末（以下「ＥＴ」という）にて音声で告知を受けることができるサービスをいいます。

２ 当社は、予測震度が震度３以上の場合にＥＴより告知するものとします。

３ 当社は、当社が本サービスの提供を通じて告知する緊急地震速報について、以下の技術的限界があることから、完全性、正確性、確実性及び有用性等について、いかなる保証も行わないものとします。

（１）震源が近い場合は、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間が短く、情報が間に合わないこと。

（２）震度・到達時間の予測数値に誤差が生じること。

（３）地震以外の要因により、誤報が生じること。

（４）気象庁等で検知できない地震では告知しないこと。

４　本サービスは、当社の都合により変更もしくは終了することができるものとします。

第５条　その他のサービス

当社は、本サービスの他に、行政等より災害や防犯などの情報を追加して提供する場合があります。

２ 当社は、前項の追加を行う場合には、当社が適当と判断した方法により、事前に契約者に通知を行うこととします。

３ 前項で規定する災害や防犯などの情報について、完全性、正確性、確実性および有効性について、いかなる保障も行わないものとします。

４ 追加されたその他サービスは、当社の都合により変更もしくは終了することができるも

のとします。
第６条　サービス期間
サービス期間は、当社が別途定める日から別表１に定めるサービス品目（以下「基本サービス」という）のいずれかの加入期間の終了日とします。基本サービスが全て解約された場合、本サービスは基本サービスと併せて解約されたものとします。ただし、当社がサービスを提供している集合住宅の入居者については、この限りではありません。
第７条　サービスの提供条件
本サービスの利用にあたっては、約款および本規約を承諾し、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申込みとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。所要事項の通知は正確に事実を通知するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の通知をしてはならないものとします。
２　本サービスは基本サービスのいずれかを契約し、当社が別に定める料金の支払方法により支払いがおこなわれている契約者に限ります。
３　前項に限らず、当社がサービスを提供している集合住宅の入居者に限りサービスを提供します。ただし、当社の条件に合致しない場合はこの限りではありません。
第８条　契約者回線の終端
当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、保安機を設置し、これを契約者回線の終端とします。
２ 端末設備となるＥＴは当社から貸与します。
第９条　最低利用期間
本サービスには、６ヶ月間の最低利用期間があります。
２ 契約者は、サービス提供を開始した日の属する月を１と起算して６ヶ月の契約期間内に加入契約を解約する場合には、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解約料を支払うものとします。
第１０条 解約
契約者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の１０日以上前に当社指定書式により当社にその旨申し出るものとします。
２ 契約者は解約の場合、第１２条（料金の適用）の規定による端末利用料を含む全ての料金（解約月の月額端末利用料も含む）を当該解約の日の属する月末までに精算するものとします。
３ 解約の場合、加入登録料の払い戻しはいたしません。
４ 契約者は本条に定める解約、および第 11 条（解除）に定める解除の場合、直ちに端末等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合、契約者は、料金表に定める端末損害金を支払うものとします。
第１１条　解除
当社は、契約者において加入契約に基づく料金支払債務および加入契約以外に基づき契約者が当社に支払うべき金銭債務の全部又は一部の支払いが遅延した場合、これらの支払いを怠る恐れがある場合、又は約款ないし本規約に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合は、契約者に催告した上で加入契約を解除することができるものとします。尚、解除の場合は第１０条（解約）の規定に準じて取り扱います。この場合、当社は、契約者になんらの責任をも負担しないものとします。

２　前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告しないで直ちにその加入契約を解除することがあります。
３ 当社は、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。
４ 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている契約者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合、当社は契約者になんらの責任をも負担しないものとします。

第１２条 料金の適用

当社が提供するサービスの料金は、加入登録料、端末利用料、工事費等とし、料金表に定めるところによります。
２ 料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。

第１３条　加入登録料等

契約者は、当社が別に定める料金表に従い加入登録料および端末工事費等を当社に支払うものとします。ただし当社は端末工事費等を減額することがあります。
２ 加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取扱います。

第１４条　利用料等

契約者は当社が別に定める料金表に規定する端末利用料を、本サービスの提供を受け始めた日の翌日から毎月支払うものとします。

第１５条　債権譲渡

契約者は、当社が有する、契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第１６条　端数処理

当社は、料金その他のお支払いについて、暦月に従って発生した料金額等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。
２ 料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
３ 実際のご請求金額と料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

第１７条　損害賠償

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供をしなかったとき、または本サービスの提供により誤った緊急地震速報を告知したとき、これにより契約者が被った損害について、請求原因の如何を問わず、第9条（最低利用期間）にて定める最低利用期間（6ヶ月間）の端末利用料（消費税含む）の合計金額を上限として、契約者に対し賠償します。
２　前項に定める当社の責めに帰すべき事由がない場合とは、次に該当する場合をいうものとしますが、これらの場合に限られないものとします。
（１）　天災地変その他の当社の責に帰さない事由等により本サービスの提供の中止を余儀なくされた場合
（２）　気象庁等からの緊急地震情報が配信停止（一部停止も含む）され、または配信が

中断された場合
（３）　気象庁等から誤った緊急地震情報が配信された場合
（４）　緊急地震情報が、加入者への地震の到達に間に合わない場合
（５）　気象庁等で検知できない地震にて告知しない場合
（６）　当社の責めに帰さない事由により、当社が契約者に貸与するＥＴ等の端末、設備等が正常に動作しなかった場合
３　当社が契約者に貸与する端末の不具合などの理由で、契約者から当社に対し、本サービスの提供を受けられない旨の連絡があった場合、当該連絡を当社が受けた時から２４時間経過した以降においても、当社が本サービスを提供すべきであるにもかかわらず、本サービスが提供されなかったとき、または本サービスの提供により誤った緊急地震速報を告知したとき、これによって契約者が被った損害について、当社は本条第１項と同様の責任を負うものとし、当該時間経過前の本サービスの不提供および誤った提供により契約者が被った損害については一切責任を負わないものとします。
４　当社は、契約者が当社より貸与するＥＴ以外で受信した緊急地震速報についてなんら責任を負わないものとします。

第１８条　施設の設置および費用の負担等

当社は、配信センターから受信機までの施設（以下「本施設」といいます）のうち、配信センターから保安器までの施設（以下「当社施設」といいます）の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、契約者は契約者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事負担金（以下「引込工事費」といいます）を負担するものとします。
２ 契約者は保安器の出力端子から当社から貸与するＥＴまでの施設（以下「契約者施設」といいます）の設置工事に要する費用（以下「宅内工事費」といいます）を負担し、これを所有するものとします。
３ 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける契約者については別途協議するものとします。
４ 当社が約款および本規約にしたがって本サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社又は当社の指定する業者が行なうものとします。

第１９条　端末の貸与

当社は、契約者に料金表に定める端末等を貸与します。
２ 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
３ 契約者は、取扱説明書に記載されている方法により、ＥＴの正常動作の確認を定期的に行うものとします。
４ 契約者は故意又は過失により端末等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、損失および修理不能による場合は、第１０条（解約）で規定する未返却時の端末損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
５ 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、動作テストなどの実施に同意し、協力するものとします。
６ 当社が本規約に基づいて貸与する端末等および設置する設備に必要な電気は契約者から提供していただきます。

第２０条　維持管理責任の範囲

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、契約者は当社施設の維持管理の

必要上、本サービスの全部又は一部が停止することがあること、これにより、当社は契約者に対しなんら責任をも負担しないこと、当該停止期間中における契約者の当社に支払うべき料金等が免除又は減額されないことを承認するものとします。

２ 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者施設とします。

第２１条　施設の故障等に伴う費用負担

当社は、契約者から当社が提供する本サービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が契約者施設による場合は、契約者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

２ 契約者は、契約者の故意又は過失により当社施設（当社端末等を含みます）に故障また損害が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

第２２条　禁止事項

契約者は、無償・有償にかかわらず、当社が提供する本サービスを第三者に提供してはならないものとします。

２ 本サービスの利用目的以外で、当社施設を使用することが出来ません。

３ 契約者が加入契約に基づいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第２３条　契約者に係る個人情報の取扱い

当社は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年４月２日閣議決定）、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成 16 年総務省告示第 696 号）および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 695 号）に基づくほか、当社が別途掲示する個人情報保護ポリシーおよびこの約款の規定に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとします。

２ 当社は契約者の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。

（１） 契約者の確認、サービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、変更・解約等に関する諸手続き、番組誌等の送付、および料金請求や収納業務などのため。

（２） 契約者の個人情報の集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査およびその分析を行い、新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るため。

（３） 契約者に電子メール、郵便等により、又は電話することにより、当社の各種サービス、又は業務提携先などの商品やサービス等の情報を提供するため。尚、契約者は別途定める方法で届出ることにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができるものとします。

（４） 契約者から個人情報の取扱いに関する同意を得るために、電子メール、郵便等により連絡し、又は電話するため。

（５） 契約者との電話応対時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握しサービスの向上を活かすため、および応対品質の向上を図り顧客満足度を高めるため。

（６） 上記（１）～（５）の他、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。

３　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあってはその限りではないものとします。
（１）　法令に基づく場合。
（２）　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
（３）　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
（４）　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
４　当社は、契約者の加入契約の解約日より７年を限度として、第２項（１）～（５）に定める利用目的のために個人情報を取扱うものとします。但し、契約者であったときの本サービスの利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認めた場合には７年の限度を超えて利用することができるものとします。
５　当社は、第２項に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を業務委託先に預託することができるものとします。
６　当社は、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。
（１）　あらかじめ本人の同意を得た場合。
（２）　契約者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関に個人情報を開示する場合。
（３）　刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 218 条（裁判官の発する令状による差押等）その他、同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第４条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が満たされている場合。
（４）個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）で認められている場合。
（５）第１７条（債権譲渡）に定める債権譲渡のために、必要な範囲で債権の譲渡先に個人情報を開示、提供する場合。
（６）別に定める委託放送事業者によるサービス提供、サービスレベルの維持・向上のためのアンケート調査の実施とその分析、及び各種サービス又は委託提携事業者の提携先の商品・サービス等の情報の電子メール・郵便・電話等による提供のため。

第２４条　合意管轄

本サービスに関する加入契約について、当社と契約者との間に紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所および東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第１審の専属的合意管轄裁判所とします。

第２５条　定めなき事項

約款および本規約に定めなき事項が生じた場合、当社および契約者は約款および本契約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

以　上

別表１

サービス	品目
スマートテレビサービス	スマートマックス スマートマックス ｗｉｔｈ タブレット 当社が別に定めるサービス
デジタル放送サービス	デジマックスＨＤＤ デジエースＨＤＤ デジスタＨＤＤ デジマックス デジエース デジスタ 当社が別に定めるサービス
インターネット接続サービス	スピードスター１６０ プレミアム スタンダード ライト 当社が別に定めるサービス
電話サービス	ケーブルプラス電話

料金表

本サービスは、当社が認める場合を除き、平成２６年５月３１日をもって、新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。また、本サービスは、平成２７年１２月３１日をもってサービスの提供を終了するものとします。

料金	
１．加入登録料	１，０００円（税込１，０８０円）
２．端末利用料（月額）	３５０円（税込３７８円）／ＥＴ１台毎
第９条に規定する解除料	最低利用期間の残余の期間に対応する端末利用料に相当する額とします。
３．工事費、端末損害金	
宅内工事費	実費※注１
端末工事費	実費※注１
端末撤去工事費	実費※注１
４．手続きに関する料金	
新規加入手数料	２，０００円（税込２，１６０円）
サービス変更手数料	別に算定する実費相当額
その他の手続きに関する手数料	別に算定する実費相当額
端末損害金 ※端末等の紛失および修理不能による場合も適用します。	８，０００円/ＥＴ１台につき ２，０００円/付属部品

※注１．実費は当社が別途見積いたします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２４年１１月２８日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２６年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　本規約料金表に定める利用料等及び附則に記した利用料等の支払いに要する消費税相当額（附則に記した消費税相当額は、改正日における税率で表記するものとします）については、平成２６年３月３１日までは税率５％を加算した額とし、平成２６年４月１日からは税率８％を加算した額にて計算するものとします。なお、実際のご請求金額と、本規約料金表及び附則に規定する税込の料金額と合計の料金額が異なる場合があります。

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２６年５月１９日から実施します。

（経過措置）

２ 当社は、約款及び本規約からJ:COM TV サービス加入契約約款へ変更した契約者へは、本サービスを引き続き提供するものとします。

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２６年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２７年１０月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。